

# ワークライフバランス

～ 生き活きと仕事をして、ゆとりある生活をしましょう ～

## ○多様な雇用形態

正職員 会計年度任用職員(非常勤職員)  
種々の事情に合わせて、選択できます

## ○休暇

年次有給休暇の他に、病気休暇、特別休暇、育児休業、介護休暇等があります

### 特別休暇

- ・結婚休暇
- ・産前産後休暇
- ・子の看護休暇  
子1人につき、5日まで(2人以上の場合は10日まで)
- ・要介護者の介護  
要介護者1人につき、5日まで(2人以上の場合は10日まで)
- ・妻の出産  
出産時の付き添い等2日まで。出産に伴う子の養育5日まで
- ・**リフレッシュ休暇(夏季休暇)**:6月から9月までの間で正職員は5日、会計年度任用職員は3日間とることができます。



### 育児休業

- ・正職員:子が3歳に達する日まで取得可能です
- ・会計年度任用職員:子が1歳に達する日まで取得可能です  
(一定の要件を満たす場合は、最長2歳まで)

### 介護休暇

配偶者、父母、子、配偶者の父母等が、けがや病気により2週間以上にわたり介護を要する場合に認められる休暇です。

## ○子育て支援(院内保育所はありませんが・・・)

- ・病後児保育料助成:院内の病後児保育を利用する際に、利用料の3分の2を助成します。

## ○この他様々な福利厚生事業があります。